

志布志市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙その他の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載すること(掲出することを含む。)をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、公共性、公益性及び中立性が保たれるものとし、その基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに広告掲載料金又は収入予定価格は、当該広告媒体ごとにその性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申請)

第7条 広告掲載をしようとする者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申請書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、市長に申請しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、その申請が第3条に規定する基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告主に対し、広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、広告の原稿を審査した場合において、必要があると認めるときは、

広告主に対し、その修正を求めることができる。

(広告掲載料金の納入)

第9条 広告主は、市長が指定する日までに当該広告掲載料金を納入しなければならない。

(広告掲載料金の不還付)

第10条 既に納入された広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、広告掲載料金を還付することができる。

(広告掲載の決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載の決定後に当該広告が第3条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。

(2) 広告主が、第9条に規定する日までに広告掲載料金を納入しないとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、その旨を広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日告示第17号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月17日告示第113号)

この告示は、平成21年12月17日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による第1条から第33条までの規定

による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による第1条から第33条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年3月28日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。